



環境税導入のお知らせ

各位

2016年6月20日より、マルタ共和国政府は全てのタイプの宿泊施設に対して

環境税 (Environmental Contribution)

の導入を開始いたします。

この取り組みによって得られる全ての収益は、
マルタ共和国の観光産業向上を図るために利用されます。

環境税は2016年6月20日以降マルタにお越しの18歳以上の方が対象となり、
一泊50セント、連続する滞在の上限5ユーロまでとなっており、
マルタ島とゴゾ島の両方の島を拠点とした旅程の場合もそれぞれ適用されます。

環境税はホテル、ゲストハウス、ファームハウス、ヴィラ、ホステル、アパートホテル、
語学学校寮、B&B、ホームステイ等、マルタ国内のあらゆる宿泊施設に滞在する場合、
滞在者の国籍を問わず支払いが義務づけられています。

環境税はお部屋代とは別途ご請求させていただきます。また環境税はVAT(付加価値税)
対象外であり、コミッション、その他のチャージに適用されることはありません。

宿泊施設の責任者/所有者は環境税を宿泊者から徴収し、政府に収める義務があります。

また、宿泊者数、年齢層、滞在期間等の記録を残すことになります。
この記録により、宿泊施設が金額を計算し、監査歴を保持する事を可能に致します。

記録保持のために、パスポートや運転免許証などの生年月日や個人情報の確認できるものの
提示を求められることがございます。

全てのデータはマルタのデータ保護法に基づき収集され、処理されます。

環境税についてのお問い合わせは以下の連絡先にて承っております。

観光省 TEL: 22 915038 Email: environmentalcontribution@gov.mt

マルタ観光局 TEL: 22 915000 Email: info@visitmalta.com

www.tourism.gov.mt

環境税要約

- **課税対象**: マルタ到着時に18歳以上で、マルタ共和国内すべての宿泊施設滞在者に適用されます。
- **開始日**: 2016年6月20日 (開始日前から滞在されていて、開始後にチェックアウトされる方は対象外となります。)
- **計算方法**: 50セント x 人数 x 泊数
- **課税上限**: 連続する滞在中で1人5ユーロまで